

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 23 号)

目 次

規 則		
石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	石川県組織規則の一部を改正する規則 (同)	2
	石川県財務規則の一部を改正する規則 (財政課)	10

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和二十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二県総合事務所長の項中第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号1中「第二十三条」を「第四十一条」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表児童相談所長の項第一号1中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号2中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号3中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号15及び16を削り、同項第三号1中「負担上限月額等」を「障害児入所支援負担上限月額等」に改め、同表保育園長の項第二号1中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項第二号」に改め、同号2中「第二十九条第七項」を「第二十九条第六項」に改め、同表錦城学園長の項第一号1中「第二十四条の二第三項」を「第二十四条の二第二項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同号2中「第五十一条第一号」を「第五十一条第二号」に改め、同項第四号1中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項第二号」に改め、同号2中「第二十九条第七項」を「第二十九条第六項」に改め、同表保健所長の項第十四号6中「一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下同じ。)及び」を削り、同号8、11及び14中「一般販売業の許可を受けた者及び」を削り、同号19中「一般販売業及び」を削り、同表家畜保健衛生所長の項第1号中15を18とし、14を17とし、13を16とし、12を15とし、15の前に次のように加える。

14 第二十六条第五項の規定による家畜防疫員に対する同条第四項の設備の設置命令

別表第二家畜保健衛生所長の項第1号中11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、9の前に次のように加える。

8 第十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受理

別表第二家畜保健衛生所長の項第1号6中「家畜伝染病発生」を「患畜等」に改め、同号中6を7とし、7の前に次のように加える。

6 第十二条の四第一項の規定による飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告の受理

別表第二林業試験場長の項中「林業試験場長」を「農林総合研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二保健所長の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和二十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第一項の表の下欄及び第三項の表の下欄に掲げるもののほか、次」を「次」に改め、同項の表企画課の項中「都市地区整備構想推進室、資源・土地対策室」を「エネルギー対策室」に改め、同表地域振興課の項の次に次のように加える。

空 港 企 画 課	小松空港活性化推進室
交 通 政 策 課	新幹線用地対策室
並行在来線対策課	並行在来線第三セクター設立準備室

第三条第六項の表労働企画課の項の次に次のように加える。

観 光 推 進 課	新幹線開業PR推進室
-----------	------------

第六条第一項の表地方課の項第一号中「公共団体」の下に「の行政」を加え、同項第二号中「及びその名称」を削り、同項第十四号中「協議及び許可」を「協議等」に改める。

第六条の二第一項の表企画課の項第十二号中「資源エネルギー施策の企画及び調整」を「再生可能エネルギー対策の総合調整」に改め、同項第十三号中「新エネルギーの普及及び啓発」を「再生可能エネルギーの導入促進」に改め、同表空港企画課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 小松空港の活性化の推進に関すること。

第六条の二第三項の表第三号中「用地」の下に「の買収」を加え、同表中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 並行在来線第三セクター会社の設立に関すること。

第六条の二第四項の表都市地区整備構想推進室の項を削り、同表資源・土地対策室の項を次のように改める。

エ ネ ル ギ ー 対 策 室	第一項の表企画課の項第十二号及び第十三号に掲げる事務
-----------------	----------------------------

第六条の二第四項の表に次のように加える。

小松空港活性化推進室	第一項の表空港企画課の項第二号に掲げる事務
------------	-----------------------

第七条第一項の表障害保健福祉課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 障害者虐待に関すること。

第七条第二項の表中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 児童虐待に関すること。

第七条の二の表企画調整室の項第一号中「、計画」を削り、同表環境政策課の項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「自然保護課」を「自然環境課」に改め、同項中同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 環境総合計画に関すること。

第七条の二の表水環境創造課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

11 工業用水に関すること。

第八条第一項の表経営支援課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

12 物産の振興に関すること。

第八条第二項の表交流政策課の項第三号を削り、同項第四号中「産業観光事業」を「ニコトリーリズム振興施策の企画調整」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表観光推進課の項第五号中「体験型観光施策(グリーン・ツーリズムを含む)」を「ニコトリーリズム振興施策」に改め、同項第六号中「コンベンション」を「コンベンション等」に改め、同項に次の一号を加える。

9 北陸新幹線の開業に向けた誘客促進に関する事。

第八条に次の一項を加える。

4 観光交流局の課内室の分掌事務は、次のとおりとする。

課内室名	分 掌 事 務
新幹線開業PR推進室	第二項の表観光推進課の項第九号に掲げる事務

第九条第一項の表生産流通課の項第十六号中「農業総合研究センター及び畜産総合センター」を「農林総合研究センター」に改め、同表経営対策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号の前に次の一号を加える。

18 経営構造対策事業に関する事。

第九条第一項の表農業基盤課の項第十一号中「経営構造対策事業」を「基盤整備促進事業」に改め、同表森林管理課の項第二十四号を削る。

第十条第一項の表建築住宅課の項中第二十七号を第二十八号とし、第十七号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

17 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録等に関する事。

第十三条第四項中「原子力安全対策担当課長を」の下に「新幹線開業PR推進室に新幹線開業PR推進課長を」を加え、「及び原子力安全対策担当課長は」を「原子力安全対策担当課長及び新幹線開業PR推進課長は」に改める。

第十五条第一号の表総務企画部の部を次のように改める。

企 画 振 興 課	庶 務 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 所(空港管理事務所を除く。)の予算執行に関する事。 2 所内の事務調整に関する事。 3 七尾児童相談所の予算執行に関する事(中能登総合事務所に限る。) 4 庁舎管理に関する事。 5 その他他の部及び課の所掌に属しない事項に関する事。
	企 画 振 興 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の市町及び各出先機関との連絡調整及び情報の収集に関する事。 2 行政書士に関する事。 3 市町その他公共団体の行政及び税財政の助言等に関する事。 4 市町合併に関する事。 5 住民基本台帳に関する事。 6 市町の境界変更等に関する事。 7 目衛官の募集に関する事。 8 各種選挙に関する事。 9 能登空港を核とした地域の拠点づくり及び利活用策の支援に関する事。 10 統計調査事務に関する事。 11 行政相談に関する事。 12 公聴に関する事。 13 旅券に関する事。

<p>総務企画部</p>	<p>税務課 (中能登総合事務所に限る) 納税課 (奥能登総合事務所に限る)</p>	<p>課税係 (中能登総合事務所に限る) 納税管理係</p>	<p>14 消防に関すること。 15 災害救助に関すること。 16 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。 17 生活関連物資等の価格調査に関すること。 18 交通安全対策の推進に関すること。 19 商工関係諸団体の運営指導及び情報の収集に関すること。 20 企業誘致に関すること。 21 工場立地の適正化に関すること。 22 中小企業の制度金融に係る認定事務に関すること。 23 労働に関する事務の連絡に関すること。 24 観光に関する事務の連絡に関すること。 25 旅行業に関すること。 1 個人の県民税に関すること。 2 個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税（特別徴収に係るものを除く。）の徴収金（県税（地方法人特別税を含む。）並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下この項において同じ。）の還付金及びその還付加算金に関すること。 3 2に規定する各税の徴収金の賦課（延滞金の減免を除く。）に関すること。 4 2に規定する各税の犯則取締りに関すること。 5 2に規定する各税に関する収入計算書の作成に関すること。 (奥能登総合事務所の所管区域に関する以上の事務は、中能登総合事務所において行う。) 6 広報宣伝に関すること。 7 県税全般の相談に関すること。 8 解体、滅失、用途廃止又は所在不明の自動車の自動車税の賦課の取消しに関すること。 9 県税（個人の県民税及び地方消費税を除き、地方法人特別税を含む。11において同じ。）の延滞金の減免に関すること。 10 個人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動車税、県たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに地方法人特別税の徴収金の督促状の発付に関すること。 11 県税の徴収金の徴収に関すること（中能登総合事務所にあつては金沢県税事務所総務課の分掌事務を除き、奥能登総合事務所にあつては金沢県税事務所総務課及び中能登総合事務所税務課の分掌事務を除く。）。 12 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。 13 他の地方公共団体が賦課した徴収金の徴収に関すること。</p>
--------------	--	--	---

ること。

第十五条第二号の表総務課の項から自動車税納税課（金沢県税事務所に限る。）の項までを次のように改める。

<p>総 務 課 (金沢県税事務所に限る。)</p>	<p>管 理 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所内の事務の総合調整に関すること。 2 広報宣伝に関すること。 3 個人の県民税に関すること（小松県税事務所の所管区域に関するものを含む。）。 4 法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、軽油引取税（特別徴収に係るものに限る。）、鉱区税及び狩猟税並びに地方法人特別税の徴収金（県税（地方法人特別税を含む。）並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下この表において同じ。）の還付金及びその還付加算金に関すること（小松県税事務所、中能登総合事務所及び奥能登総合事務所の所管区域に関するものを含む。）。 5 個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税（特別徴収に係るものを除く。）の徴収金の還付金及びその還付加算金に関すること（小松県税事務所の所管区域に関するものを含む。）。 6 4及び5に規定する税目に関する収入計算書の作成に関すること（4及び5に規定する所管区域に関するものを含む。）。 7 個人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動車税、県たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに地方法人特別税の徴収金の督促状の発付に関すること。 8 その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。
<p>課 税 課 (金沢県税事務所に限る。)</p>	<p>課 税 第 一 係 課 税 第 二 係 課 税 第 三 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税全般の相談に関すること。 2 法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、軽油引取税（特別徴収に係るものに限る。）、鉱区税及び狩猟税並びに地方法人特別税の徴収金の賦課（延滞金の減免を除く。）に関すること（小松県税事務所、中能登総合事務所及び奥能登総合事務所の所管区域に関するものを含む。）。 3 個人の事業税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税（特別徴収に係るものを除く。）の徴収金の賦課（延滞金の減免を除く。）に関すること（小松県税事務所の所管区域に関するものを含む。）。 4 2及び3に規定する各税の犯則取締りに関すること（2及び3に規定する所管区域に関するものを含む。）。
<p>不 動 産 取 得 税 課 (金沢県税事務所に限る。)</p>	<p>不 動 産 取 得 税 第 一 係 不 動 産 取 得 税 第 二 係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産取得税の徴収金の賦課（延滞金の減免を除く。）に関すること（小松県税事務所の所管区域に関するものを含む。）。 2 不動産取得税の犯則取締りに関すること（小松県税事務所の所管区域に関するものを含む。）。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 所内の事務の総合調整に関すること。 2 所管区域内各出先機関との連絡に関すること。 3 広報宣伝に関すること。 4 県税全般の相談に関すること。

<p>納 税 課</p>	<p>納 税 第 一 係 納 税 第 二 係</p>	<p>5 個人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動車税、県たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに地方法人特別税の徴収金の督促状の発行に關すること。 6 解体、滅失、用途廃止又は所在不明の自動車の自動車税の賦課の取消しに關すること。 (以上の事務は、小松県税事務所に限る。) 7 県税(個人の県民税及び地方消費税を除き、地方法人特別税を含む。8において同じ。)の延滞金の減免に關すること(金沢県税事務所にあつては、自動車税納税課の分掌事務を除く。) 8 県税の徴収金の徴収に關すること(金沢県税事務所にあつては、総務課及び自動車税納税課の分掌事務を除く。) 9 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に關すること。 10 他の地方公共団体が賦課した徴収金の徴収に關すること。(金沢県税事務所にあつては、自動車税納税課の分掌事務を除く。)</p>
<p>自動車税納税課 (金沢県税事務所に限る。)</p>	<p>自動車税納税第一係 自動車税納税第二係</p>	<p>1 自動車取得税及び自動車税の徴収金の徴収に關すること。 2 解体、滅失、用途廃止又は所在不明の自動車の自動車税の賦課の取消しに關すること。 3 自動車取得税及び自動車税の延滞金の減免に關すること。 4 他の地方公共団体が賦課した自動車取得税及び自動車税の徴収金の徴収に關すること。</p>

第十五条第三号の表中「福祉相談部は、金沢市本多町三丁目」を「福祉相談部(地域支援課を除く。)は金沢市本多町三丁目、福祉相談部(地域支援課に限る。)は河北郡津幡町」に改める。

第十五条第七号の表土地改良部の部整備課の項2中「石川農林総合事務所及び県央農林総合事務所に限る」を「中能登農林総合事務所及び奥能登農林総合事務所を除く」に改め、同部環境課(石川農林総合事務所及び県央農林総合事務所を除く。)の項中「石川農林総合事務所及び県央農林総合事務所を除く」を「中能登農林総合事務所及び奥能登農林総合事務所に限る」に改め、同表備考2の表地域農業振興課の項中8から12までを削り、13を8とし、14を削る。

第十五条第八号を次のように改める。

八 農林総合研究センター

機関の名称	位置	所管区域	内部組織		分掌事務
			管理部	総務課	<p>1 所内の事務の連絡調整に關すること。 2 樹木公園及び展示館の管理運営に關すること。</p>
				企画調整室	<p>1 所内の試験研究の連絡調整に關すること。 2 農業関係試験研究の企画調整及び広報に關すること。 3 農業関係機関との連絡調整に關すること。 4 農業技術の研修の企画及び実施に關すること。 5 農業情報の収集、処理及び提供に關すること。</p>

石川県農林
総合研究
センター

金沢市才田
町(畜産試
験場は羽咋
郡宝達志水
町、林業試
験場は白山
市三宮町)

県下一円

農 業
試 験 場

<p>総 合 研 究 部</p>	<p>防 害 虫 除 室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 植物の検疫に関すること。 2 有害動植物の発生予察事業に関すること。 3 病害虫防除についての企画に関すること。 4 市町、農業者又はその組織する団 体が行う防除に対する指導及び協力 に関すること。 5 防除に必要な薬剤の保管及び譲渡 並びに防除用具の保管、修理及び貸 付けに関すること。 6 有害動植物の発生、被害状況等の 調査に関すること。
<p>育 種 栽 培 研 究 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の品種改良の研究に関する こと。 2 主要農作物種子法に基づく事業に 関すること。 3 農産物の増殖法の研究に関するこ と。 4 水稲、麦、大豆その他穀類の栽培 の研究に関すること。 5 水田の畑地転換利用技術の確立研 究に関すること。 6 農業機械の改良及び作業体系の研 究に関すること。 7 農業技術の体系化及び農業経営の 研究に関すること。 8 野菜、花き及び果樹の栽培の研究 に関すること。
<p>資 源 加 工 研 究 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物の遺伝子の解析及び利用の 研究に関すること。 2 昆虫及び微生物の利用並びに病害 虫防除の研究に関すること。 3 未利用有機物の資源化の研究に関 すること。 4 農薬、肥料、土壌等の科学的調査 及び研究に関すること。 5 環境保全型農業の研究に関するこ と。 6 農産物加工の研究に関すること。 7 農産物及び農産加工品の流通及び 販売の研究に関すること。 8 農産物の品質及び成分の研究に関 すること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域的な又は重要な農業振興プロ ジェクトに関すること(農林総合事 務所の分掌事務を除く)。

			<ol style="list-style-type: none"> 2 新しい商品の開発等に取り組む農業者に対する経営の改善指導に関すること。 3 農業分野における特許権、商標権その他の知的財産権の活用に関すること。 4 農業技術の普及指導活動に必要な調査研究に関すること。 5 農林総合事務所の普及指導計画の策定及び評価の指導に関すること。 6 農林総合事務所の普及指導活動の支援に関すること。 7 普及指導員及び農協営農指導員の研修に関すること。 8 農業関係機関等との連絡調整に関すること。
	畜 試 験 場	資 源 安 全 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜の飼養管理技術及び畜産物の品質向上の試験研究に関すること。 2 飼料の生産及び利用技術の試験研究に関すること。 3 飼料の分析に関すること。 4 草地の管理に関すること。
	畜 試 験 場	技 術 開 発 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜産関係試験研究の企画調整及び広報に関すること。 2 畜産関係機関との連絡調整に関すること。 3 畜産技術の研修の企画及び実施に関すること。 4 家畜の繁殖技術及び育種改良技術の試験研究に関すること。 5 家畜衛生管理技術の調査研究に関すること。 6 家畜に係る環境保全の試験研究に関すること。
	林 試 験 場	森 林 環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 育林、森林保護、林業機械及び森林環境についての試験研究に関すること。 2 材木の優良品種の選抜及び増殖についての試験研究に関すること。
	林 試 験 場	資 源 開 発 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 きのこと、特用林産物及び生物工学についての試験研究に関すること。 2 木材の加工及び利用技術についての試験研究に関すること。 3 木材試験機器等の開放に関すること。
	林 試 験 場		<ol style="list-style-type: none"> 1 林業関係試験研究の企画調整及び広報に関すること。

				情報普及室	2 林業関係機関との連絡調整に関すること。 3 林業技術の研修の企画及び実施に関すること。 4 林業技術の普及指導に関すること。
--	--	--	--	-------	--

備考

- 1 農林総合研究センターの所掌する事務を分担させるため、かほく市内日角に砂丘地農業研究センターを、鳳珠郡能登町に能登畜産センターを、白山市河内町吉岡に石川ウッドセンターを置く。
- 2 中央普及支援センターを、農業改良助長法第十二条第一項に規定する普及指導センターとする。

第十五条第十号の表建設課（石川土木総合事務所に限る。）の項中

「

道路建設係
河川砂防係

」を「

道路建設係
外環状道路建設係
河川砂防係

」に改め、同表外環状道路建設課（石川土木総合事務

所に限る。）の項中「石川土木総合事務所」を「県央土木総合事務所」に改め、同表建築課の項中「建築課」を「建築課（石川土木総合事務所を除く。）」に改め、同項8及び11中「石川土木総合事務所にあつては白山市の区域を」を削り、同表備考の表用地課の項を削る。

第十六条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の1号を加える。

十二 障害者支援施設及び障害見入所施設

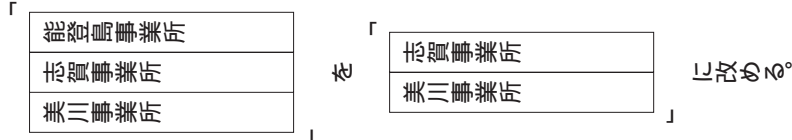
機関の名称	位置	内部組織	分掌事務	
石川県精育園	鳳珠郡六水町	庶務課	園内の事務の連絡調整及び他の課の所掌に属しない事項に関すること。	
		自立支援課	自立第一係 自立第二係	知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その自立更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。
		生活支援第一課	生活第一係 生活第二係	知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。
		生活支援第二課	生活第一係 生活第二係	知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。
石川県立錦城学園	加賀市高尾町	庶務課	園内の事務の連絡調整及び他の課の所掌に属しない事項に関すること。	
		生活支援第一課	生活第一係 生活第二係	1 知的障害の児童を人所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。 2 知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。
		生活支援第二課	生活係	知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。
		生活支援第三課	生活第一係 生活第二係	知的障害者を人所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な生活に関する指導及び訓練を行うこと。

第十七条第八号中「障害者支援施設及び」を削り、同号の表石川県精育園の項及び石川県立錦城学園の項を削り、同条第十二号中「十二 試験場」を「十二 工業試験場」に改め、同号の表石川県畜産総合センターの項及び石川県

林業試験場の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考 工業試験場の所掌する事務を分担させるため、金沢市に石川トライアルセンター、石川県新分野創造開発支援センター及びいしかわ次世代産業創造支援センターを置く。

第十七条第十五号の表石川県水産総合センターの項中「生産部能登島事業所は七尾市能登島曲町、志賀事業所は羽咋郡志賀町、美川事業所」を「生産部志賀事業所は羽咋郡志賀町、生産部美川事業所」に、



第十九条第一項中「農業総合研究センター、畜産総合センター」を「農林総合研究センター」に改め、同条第三項中「(土木総合事務所に限る。)に担当参事、企画調整担当次長及び工事管理担当次長」を「(に担当参事(土木総合事務所に限る。)、企画調整担当次長(農林総合研究センター及び土木総合事務所に限る。))及び工事管理担当次長(土木総合事務所に限る。))」に改め、同条第四項中「砂丘地農業試験場、能登分場」を「砂丘地農業研究センター」に、「能登畜産センター、石川ウッドセンター及び」を「砂丘地農業研究センター、能登畜産センター、石川ウッドセンター及び」に改め、同条第五項中「畜産総合センター」を削り、同条第六項中「副部長」の下に「農林総合研究センターの農業試験場、畜産試験場及び林業試験場にあつては副場長」を加え、同条第十四項中「農業総合研究センター、第十七条第十二号に掲げる試験場」を「農林総合研究センター、工業試験場」に改め、同条第十五項の表農業総合研究センターの項中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、同表畜産総合センターの項を削り、同条第十六項の表県立大学の項を削る。

別表第一第一号の表石川県感染症審査協議会の項中「石川県感染症審査協議会」を「石川県感染症診査協議会」に改め、同表金沢西部第二土地地区画整理審議会の項を削り、同表第二号の表石川県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)」の下に「及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第四項中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に、「県奥能登総合事務所総務企画部税務課長」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課長」に改める。

第三条の三第四項中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に改める。

第三条の五第一項第八号中「県総合事務所総務企画部税務課」を「県中能登総合事務所総務企画部税務課及び県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に改める。

第三条の六第四項中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に改め、同条第六項中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に、「砂丘地農業試験場及び能登分場に」を「農業試験場、畜産試験場及び林業試験場(別に指定された駐在地に限るものとし、以下これを「農業試験場等」という。)、砂丘地農業研究センター並びに能登畜産センター」に、「砂丘地農業試験場及び能登分場の」を「農業試験場等、砂丘地農業研究センター及び能登畜産センターの」に改める。

第三十三条第一項中「砂丘地農業試験場及び能登分場」を「農業試験場等、砂丘地農業研究センター及び能登畜産センター」に改める。

第四十五条の二中「第五百五十六条第一項第三号」を「第五百五十六条第一項第二号」に改める。

第九十二条第一項中「隔地払未受領金請求書」を「未受領金請求書」に改める。

第四百四十九条、第五百五十一条第一項及び第五百五十二条第一項中「砂丘地農業試験場及び能登分場」を「農業試験場

等、砂丘地農業研究センター及び能登産産センター」に改める。

第七十条中「保証金領収証書」の下に「の写し」を加える。

別表第二中「県総合事務所 総務課長」を「県総合事務所 企画振興課長」に

「農業総合研究センター 総務課長
畜産総合センター 企画管理課長
林業試験場 総務課長」を「農林総合研究センター 総務課長」に改める。

別表第四歳出の表報償費の部報償費の項中

500万円未満のもの	税関係報償金以外の500万円未満のもの及び税関係報償金で500万円以上のもの
------------	--

「500万円未満のもの(税関係報償金を除く。) 500万円未満のもの及び税関係報償金で500万円以上のもの」に改め、同表役務費の部計費の項中「治療費(健康

保険法)を「治療費及び犯罪被害者の医療費(これらについては、健康保険法」に定める「限る。)」の次に「並びにこれらに伴う診断書作成費用」を挿入し「及び」を「並びに」に改める。

同表歳入部中「隔地払未受領金請求書」を「未受領金請求書」に、「石川県会計管理者」を「石川県会計管

理者 様」に、「フリガナ 氏名 印」を「フリガナ 氏名 印」に、「振込先 銀行 支店 普通・当座」を「振込先 銀行 支店 普通・当座 口座番号」に

「振込先 銀行 支店 普通・当座
金庫 口座番号 口座番号
組合 フリガナ 口座名義人」

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

